

令和8年3月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和8年3月19日開会

丸亀市農業委員会

令和8年3月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和8年3月19日(木) 午前9時30分～午前11時10分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 41人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 6. 和泉 弘美 | 10. 小松和貴子 | 14. 松永 哲夫 |
| 2. 田中 浩信 | 7. 山根 三枝子 | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 富田 等 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 5. 平山 康生 | 9. 牛田 均 | 13. 竹田 久義 | |

農地利用最適化推進委員 26人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 9. 宮前 千代秋 | 16. 横山 隆一 | 24. 竹林 隆 |
| 2. 西山 孝 | 10. 山口 好則 | 17. 田中 正隆 | 25. 古竹 義弘 |
| 3. 廣瀬 義文 | 11. 須藤 誠一 | 18. 宮武 俊博 | 28. 竹林 俊一 |
| 4. 一本松 学 | 12. 大西 浩 | 19. 喜來 聖則 | 29. 山本 敏一 |
| 5. 齋藤 純子 | 13. 大野 忠志 | 20. 新居 勉 | 30. 三谷 孝治 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 高木 久義 | 21. 山本 清秀 | |
| 8. 戸張 正典 | 15. 田羅間 勳 | 22. 深井 正隆 | |

欠席委員 5人

農業委員 1人

4. 内田 久夫

農地利用最適化推進委員 4人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 7. 守家 祥司 | 23. 佐藤 久男 | 26. 村山 雅美 | 27. 徳永 善史 |
|----------|-----------|-----------|-----------|

農業委員会事務局出席者

事務局長 大西 良明	主査 佐々木武志	主任 宮内 隆匡
事務局次長 山田 健司	主査 能田 昌吾	

その他の出席者

丸亀市農林水産課担当長 造田 忠彦

議事日程

研 修

「香川県が展開する農業政策と新たな総合計画」について

講師 香川県中讃農業改良普及センター 松田 佳記 所長 様

農政に関する議題

- 1 地域計画の変更について
- 2 その他

報 告

- 1 定例農家相談会の開催結果について
- 2 その他

土地に関する議題

- 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第17号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 議案第18号 非農地証明願について
- 議案第19号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

- 報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

その他

●事務局長（大西良明君）

定刻がまいりましたので、只今から令和8年3月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、本日本配りしております資料の確認をお願いします。まず総会の次第、地域計画の変更に関する資料、耕作者不在農地の関係書類（3月受付分）、それとこの後行われます研修資料。それでは、事前にお送りしております議案書等書類もお出してください。推進委員の皆さまは、総会出席は最適化活動に該当しますので、本日出席した件、青色の記録セットに御記入ください。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。議事進行につきましては、松永会長、よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

おはよう御座います。いよいよ年度末を迎えました。本当に暖かくなってまいりました。今、世間では色々な情報であふれています。トランプさんがイランを攻撃し、原油が高騰しております。先日、私も免税経由を購入しに行ったのですが、30円も上がっております。今日から政府は、補助金を出して、ガソリンの値段を抑えるということらしいですけど、いつから抑制されるのかは分かりません。また、今朝のニュースを聞いていますと、米価が5kgで3,000円を切ったという情報もあり、色々な動きが出ております。今日は年度末最後の定例総会で御座いますが、御案内しておりますように、香川県が展開する農業政策と新たな総合計画についてという議題で研修を行って頂くため、香川県中讃農業改良普及センターの松田所長さんにお越し頂いております。総会審議に入る前に、お配りしております資料をもとに御説明いただきたいと思います。松田所長さん、どうぞよろしくお願いします。

【研修実施（香川県が展開する農業政策と新たな総合計画について）】

●会長（松永哲夫君）

ありがとう御座いました。せっかくの機会ですので、何か御質問等がありましたらお願いします。皆さんなか御座いませんか。では、松田所長さん本日はどうもありがとう御座いました。今後とも御指導、御支援のほどよろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、総会の審議に移りたいと思います。本日の出席委員は 15 人で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、13 番竹田委員と 15 番 尾崎委員をお願いいたします。それでは、農政に関する議題にはいりたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

はい、農政に関する議題といたしまして、議題 1 地域計画の変更について、議題 2 その他 です。以上、御審議よろしくをお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題 1 地域計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

皆さんおはよう御座います。丸亀市農林水産課農政担当長をしております造田と申します。早速ですが、地域計画の変更について説明させていただきます。3 月 10 日締切とした地域計画変更申出が提出されましたので、御報告とともに、反対意見がなければ、地域計画の変更手続きを進めさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。尚、いまから説明させて頂く農地は、すべて地元の水利組合、土地改良区の意見書が提出されており、除外の同意は頂いております。それでは、地域計画変更に係る資料ですが、3 部御座います。地域計画変更等理由書（総括表）、位置図、地域計画変更案です。最初に、地域計画変更等理由書（総括表）とそれに関連する位置図を見ながら説明させて頂きたいと思います。

【番号 1～8 の各案件説明】

今後のスケジュールですが、こちらで反対意見がなければ、地域計画変更案の公告縦覧を 2 週間行います。そちらでも意見がなければ、4 月 20 日頃に地域計画の変更の公告を行い、地域計画の変更は完了となります。その後、変更した旨を申出者に通知しまして、5 月 1 日締め農地転用の申請手続きを行ってもらうこととなります。ですので、地域計画変更後、転用事業者がスムーズに申請すれば、2 か月後の 5 月 20 日の農業委員会定例会で、今回の申出分の農地転用申請が議題に上がることとなります。説明は以上になります。何か御質問はありますか。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何か御質問ありましたらお願いします。何か御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見も無いようですので、地域計画の変更につきましては異議のないものとしたします。造田さん、ありがとう御座いました。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

ありがとう御座いました。

●会長（松永哲夫君）

その他議題は御座いますか

●事務局長（大西良明君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告連絡事項に移ります。報告 1 定例農家相談会の開催結果について、事務局から報告をお願いします。

●事務局長（大西良明君）

はい。それでは、報告連絡事項に移ります。報告 1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。次第の裏面を御覧ください。前回の農家相談の結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は 2 月 27 日 竹田委員で、市役所本庁開催分は 3 月 5 日 山根委員で、綾歌市民総合センター開催分は 3 月 10 日 松永委員で、午前 9 時から 11 時の間で受付を行い、綾歌センター開催分で 3 件の相談が御座いました。相談内容ですが、1 件目は、相談者は妻と奈良に在住していて、弟も関東に在住しており、こちらに帰ってくることはないので実家は売却したが、相続した 2 筆の農地については年 2 回草刈をして管理中とのことで、コロナ禍以前にも相談にこられたようで、農地を市に寄付したいと申し出たが難しいとの回答だった。最終的には処分を考えているが、それまで借りてくれるところはないかという相談でした。結果としては農用地貸付申出書を提出頂

き、受け手を探すこととなりました。2件目は、兼業農家の息子と米を作っているが自分も歳を取ったので、来年から田を貸したいと考えている。今年の収穫までに息子さんと相談するとのことで、収穫後に、また相談に来所する予定で、おそらく、貸付申出書を提出いただくことになろうかと思われる。3件目は、自身が所有している畑について、以前は耕作していたが現在荒れている。身体の調子も悪いので、耕作できないため貸したい。結果としては農用地貸付申出書を提出頂き、受け手を探すこととなりました。報告は以上です。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は3月27日金曜日 尾崎委員で、市役所本庁開催分は4月6日月曜日 大西委員で、綾歌市民総合センター開催分は4月10日金曜日 牛田委員の担当で、それぞれ午前9時から11時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。以上です。

●会長（松永哲夫君）

いまの説明に対して何か御質問、御座いますのでしょうか。特に無いようでしたら、次に、その他報告事項に移ります。その他報告事項は御座いますでしょうか。

●事務局長（大西良明君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告事項は終わりました。次に土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

土地に関する議題といたしまして、議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第17号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、議案第18号 非農地証明願について、議案第19号 許可後の事業計画変更申請について、報告といたしまして、報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について、以上、御審議よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 14 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の提案説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

失礼いたします。それでは、議案の 1 ページを御覧ください。位置図と一緒に御審議よろしくお願います。議案第 14 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 8 件です。

1 番 今津町・・・合計面積 752.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、譲受人へ、遺贈による所有権移転を行うもので、当案件は新規就農に該当します。申請地ではキュウリや大根、じゃがいもなど季節の野菜を作付けし、自家消費及び産直へ出荷する計画が提出されています。主な従事者は、本人と妻で年間 150 日の従事日数を見込んでいますが、必要に応じて、親類からの協力やトラクター等の農機具を借受けする予定です。農地が自宅に隣接しており、通作に関しても問題ないと考えます。

2 番 川西町北・・・合計面積 243.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、共有名義人である譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

3 番 飯野町東分・・・合計面積 546.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4 番 垂水町・・・合計面積 362.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うもので、当案件は、新規就農に該当します。申請地では、自家消費のキュウリやナス、トマト、じゃがいも、玉ねぎ等の野菜を作付けする計画が提出されています。主な従事者は、本人と妻、子ども 2 人の 4 人で、年間 150 日の従事日数を見込んでいます。妻の実家がまんのう町で、トラクターや耕運機、草刈り等の農機具を所有しており、必要に応じて借

受けする予定です。住所がまんのう町ですが、垂水との町境に農地があり、距離にして約 1 キロ、車で 3 分程度と通作に関しても問題ないと考えます。

5 番 綾歌町富熊・・・合計面積 712.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足が懸念される譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。新規就農ということで、申請地では、アガベという多肉植物の栽培から販売までを行う計画が提出されています。実家が農家で 15 年間、アガベの栽培歴があり、御自身は外構施行会社を経営しており、新規事業として、すでにガーデン用植物販売所を開所しているほか、イベントやネットによる販売を予定しています。その事業地から農地までは 3 キロほどで、所要時間は車で約 5 分となっています。農機具に関しては、ユンボとトラックを所有し、リースでトラクター等を調達するとのことです。御本人のほかに妻と従業員 1 名、あと、地元にも協力者がおり、さらなる経営規模の拡大を図るため、次の 6 番において、同じ譲受人から農地取得の申請がされています。2 ページをお開きください。

6 番 綾歌町富熊・・・合計面積 942.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。5 番と同じ譲受人で、先程、説明したとおりですが、こちらの申請地では、多肉植物と、オリーブを作付けする計画が提出されています。

7 番 綾歌町富熊・・・合計面積 311.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うもので、当案件は、新規就農に該当します。申請地では、自家消費用のナスやじゃがいも、玉ねぎ等の野菜を作付けする計画が提出されています。主な従事者は、本人と妻で年間 150 日の従事日数を見込んでおり、譲渡人が協力してくれるようです。農機具等は所有していませんが、面積的に手作業での耕作が可能と考えます。農地までは約 10 キロで、車で 20 分程度要しますが、令和 8 年度中には、申請地に隣接した土地に自己住宅を建築し転居する予定となっております。

8 番 飯山町西坂元・・・合計面積 43.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、

売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

以上8件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率 利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第4号の農作業常時従事要件、及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準 並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。なお、新規就農を目的に農地を取得する案件につきましては、地区の委員さんに申請概要をお伝し、必要に応じて現地調査を行っていただくなど問題ないことを確認しております。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました、質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようでしたら、採決いたします。議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から8番の各案件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

では、議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請8件は、原案の通り許可することを決定いたしました。次に、議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。失礼します。3ページをお開きください。議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてで御座います。案件は2件です。

1 番 三条町・・・合計面積 0.50 ㎡【議案読み上げ】

この申請地では、一時転用申請により、現在、営農型太陽光発電設備を設置、運用しておりますが、引き続き、発電事業の実施と水稻を作付けし農地の有効利用を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、農振除外申請は必要なく、また、農地法上、第2種農地に区分されますが、令和11年3月16日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。

2 番 飯山町川原・・・合計面積 671.22 ㎡（内併せ利用地 626.22 ㎡）【議案読み上げ】

この申請地は、平成14年頃に宅地拡張し、倉庫平屋建て1棟を建築して、宅地利用していましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見、御座いませんかでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、それでは採決いたします。議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番及び2番の各案件を許可相当とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 15 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 2 件は、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

4 ページをお開きください。議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてで御座います。案件は 8 件です。

1 番 今津町・・・合計面積 3,322.99 m²（内併せ利用地 2.99 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、申請地に宅地分譲 13 区画の整備を図るものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番 中津町・・・合計面積 1,683.00 m²（内併せ利用地 550.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸資材置場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地と区域内農地があります。区域内農地は令和 7 年 12 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番 田村町・・・合計面積 680.06 m²（内併せ利用地 552.06 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 60 年頃に造成し、事務所及び倉庫、駐車場を整備して、宅地として利用していますが、今回当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、賃貸借権の権利設定を行い、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。5 ページをお開きください。

4 番 柞原町・・・合計面積 466.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建て 1 棟とカーポート 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番 郡家町・・・合計面積 488.67 m²（内併せ利用地 407.67 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、会社用の駐車場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番 飯野町東二・・・合計面積 401.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、平屋建てのコインランドリー1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。6ページをお開きください。

7番 垂水町・・・合計面積 2,636.75 m²（内併せ利用地 652.75 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事務所2階建て1棟及び資材置場の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番 飯山町東坂元・・・合計面積 10,473.00 m²（内併せ利用地 1,212.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、花崗土採取による農地造成を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、農振除外申請は必要なく、また、第2種農地に区分されますが、令和11年4月30までの一時転用により転用できるものと考えます。なお、譲渡人からは、農地復元に係る誓約書が提出されています。

以上8件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障や被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考えております。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見は御座いませんか

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 8 番までの各案件を許可相当とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 8 件は原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。次に、議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、7 ページをお開きください。議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてで御座います。本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、農業委員会に意見聴取を求めるものです。今回の案件は、筆数が 285 筆、面積 291,222.42 m²です。これは、5 月以降の始期の利用権設定に係る意見聴取になります。詳細は 7 ページから 18 ページの表のとおりです。以上、同法第 18 条第 5 項の各要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問等は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、原案どおり処理していくことといたします。続きまして、議案第 18 号 非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは 19 ページをお開きください。議案第 18 号 非農地証明願についてで御座います。案件は 1 件です。

1 番 垂水町・・・合計面積 31.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、農機具等の進入など、農作業での安全性と利便性向上のため、令和 8 年 2 月に農道として拡幅し、今後も同様の使用が見込まれます。

以上 1 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問等は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 18 号 非農地証明願について整理番号 1 番の案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。次に、議案第 19 号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。20 ページをお開きください。議案第 19 号 許可後の事業計画変更申請についてで御座います。案件は 1 件です。

1 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 2,123.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 3 月 23 日、分譲住宅平屋建て 5 棟の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、工期を 2 年延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

御異議もないようでありますので、議案第 19 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番の案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第の規定による届出について、報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、一括して事務局より報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、21 ページをお開きください。報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてで御座います。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は 3 件です。

1 番 飯野町東分・・・合計面積 2,259.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 11 月 25 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。

2 番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 2,557.95 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和元年 5 月 16 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。22 ページをお開きください。

3 番 飯山町東坂元・・・合計面積 1,826.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 9 月 29 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。

23 ページをお開きください。次に報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認についてで御座います。報告 1 件です。

1 番 津森町・・・合計面積 547.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地法 3 条による賃借権の権利設定がされていたものですが、耕作不便のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何か御質問、御意見御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

無いようですので、報告事項は終わります。以上で3月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前11時10分終了）